

# ドライブレコーダの記録データ提供に関する運用要領

一般社団法人島根県警備業協会（以下「甲」という。）と島根県警察（以下「乙」という。）は、平成26年12月24日、両者が締結した「犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する協定」（以下「協定」という。）第3条第4号の規定に基づき、ドライブレコーダの記録データ（以下「記録データ」という。）提供に関する運用要領を次のとおり定める。

## 第1 手続き

### 1 記録データの有無の確認

乙の警察署長及び本部所属長（以下「警察署長等」という。）は、事件事故及び人身の安全を確保する必要の認められる事案（以下「対象事案」という。）が発生した場合、甲の加盟事業者に対し、電話もしくは口頭により、必要な記録データの有無について確認をするものとする。

なお、特に必要と認められる時は、甲を介して加盟事業者に必要な記録データの有無について確認をすることができる。

### 2 記録データの保存

乙の警察署長等は、1により必要な記録データが有ると判明し、なおかつ、対象事案に関する記録データが失われる可能性がある場合は、当該記録データを保管している甲の加盟事業者に対して、電話もしくは口頭により、記録データの保存を依頼することができる。

### 3 記録データの閲覧及び提供依頼

乙の警察署長等は、提供を受ける記録データを特定するため、甲の加盟事業者に対して、別記ドライブレコーダ記録照会書に基づき、警察官による記録データの閲覧及び記録データの提供を依頼するものとする。

### 4 記録データの提供と捜査手続きの関係

乙の警察署長等は、事件事故の捜査のため、甲の加盟事業者から記録データの提供を受けるに当たっては、捜査手続きにより行うのものとする。

## 第2 禁止事項

### 1 目的外使用の禁止

乙は、甲の加盟事業者から提供を受けた記録データを適正に管理し、事件事故の捜査等、目的以外で使用しないものとする。

### 2 情報漏洩の禁止

甲は、照会の内容及び提供した記録データに関する事項を、みだりに漏らさないものとする。

## 第3 協議

この運用要領に定めのない事項及び運用に疑義の生じた事項については甲と乙が協議して解決するものとする。

照 第 号

# ドライブレコーダ記録照会書

年 月 日

殿

所属長

ドライブレコーダの記録データ提供に関する運用要領に基づき、次のことについてご協力をお願いいたします。

記

<協力依頼事項>

月日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

場所： \_\_\_\_\_

地内

を通行した車両に設置の

○ ドライブレコーダの記録データの閲覧

及び

○ 記録データが存在する SD カード等の一時的な提供

の件

以上

照会所属： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_